

大口町告示第18号

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月26日

大口町長 森 進

## 大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱

大口町商工業振興資金融資保証料補助金交付要綱(平成4年大口町告示第19号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証により小規模企業等振興資金の融資(以下「融資」という。)を受けた町内の中小企業者に対し、その融資に係る信用保証料(以下「保証料」という。)の一部を予算の範囲内において補助することにより、商工業者の事業の合理化、設備近代化の促進及び経営の円滑化を図り商工業の振興に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大口町内に主たる事業所を有する者のうち、大口町の町民税納税義務者で大口町において融資の申込みを行いその融資を受け、これに係る保証料を一括納付したもの
  - (2) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がない者(法人の場合は、代表者も含む。)
- 2 前条に掲げる補助対象融資に借換資金を含む場合は、その借換金額に相当する保証料は補助しないものとする。
- 3 第1項に掲げる補助対象者のうち第10条に規定する返還金の滞納がある者は、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保証協会の発行する信用保証書記載の保証料の2分の1とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」と

いう。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 保証協会の発行する信用保証書の写し
- (2) 貸付実行報告書(様式第2)
- (3) 納税証明書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの  
(補助金の決定等)

第5条 町長は補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と決定した者については、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知し、補助金の交付が適当でないとして決定した者については、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金却下通知書(様式第4)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに補助金等交付請求書(様式第5)により、町長に補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する請求により速やかに補助金を交付するものとする。

(申請事項変更の届出)

第8条 申請者は、申請書の記載事項の一部に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(補助金の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により、補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の返還)

第10条 前条第2項又は繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を返戻されたとき、その額に補助金交付時の定める率を乗じた額を町に返還しなければならない。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお改正前の大口町商工業振興資金融資保証料補助金交付要綱（平成4年大口町告示第19号）の例による。

様式第1（第4条関係）

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所  
氏名 ⑩  
電話番号

愛知県信用保証協会の保証を得て金融機関から融資を受けたので、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

申請額	金 円		
金融機関名			
制度名		保証番号	
融資金額	① 金 円		
保証期間	か月（うち措置 か月）		
保証料率	%		
信用保証料	② 円		
要綱による 算定基礎	$\times \left\{ \frac{\quad - \quad}{\quad} \right\} \times 50\% =$ 計算式 $② \times \left\{ \frac{(① - ③)}{①} \right\} \times 50\% = \text{申請額}$ （100円未満切り捨て）		
回収条件と なった保証 付貸付	保証番号	制度名	完済金額③ 円
	保証番号	制度名	完済金額③ 円
同意書	保証料補助金の支給決定のため、大口町が保有する町税及び国民健康保険税の納税状況を閲覧することについて同意します。 年 月 日 住所 氏名 ⑩		

添付書類

- 1 愛知県信用保証協会の発行する信用保証書の写し
- 2 貸付実行報告書
- 3 納税証明書類
- 4 情報開示（提供）に関する同意書
- 5 委任状（代理申請の場合）

様式第2（第4条関係）

貸付実行報告書

年 月 日

大口町長 様

金融機関名 ⑩

下記のとおり、小規模企業等振興資金の貸付を実行しましたので報告します。

記

融 資 先	住所
	氏名
保 証 番 号	
融 資 金 額	金 円
融 資 年 月 日	年 月 日
融 資 期 間	年 月 日～ 年 月 日
回収条件となつた保証付貸付	保証番号
	制度名 完済金額 円
	保証番号
	制度名 完済金額 円
	保証番号
	制度名 完済金額 円
備 考	

様式第3（第5条関係）

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 閣

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を返戻されたとき、その額に補助金交付時の定める率を乗じた額を町に返還すること。

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

なお、本決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申し立てをすることができます。

様式第4（第5条関係）

大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町小規模企業等振興資金融資保証料補助金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により却下することにしたので通知します。

記

却下の理由

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

なお、本決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申し立てをすることができます。



様式第5（第6条関係）

補助金等交付請求書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

㊟

年 月 日付け 第 号による大口町小規模  
企業等振興資金融資保証料補助金として下記の金額を請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
(フリガナ) 口座名義人	
種 別	普通 当座
口座番号	